

泉佐野市魅力発信プロモーション動画制作等業務委託仕様書

1. 業務名

泉佐野市魅力発信プロモーション動画制作等業務委託

2. 業務目的・概要

本業務の目的は、泉佐野市（以下「市」という。）への来訪を上位目的とし、来訪に繋がるよう、市の認知度・理解度の向上と、認知度・理解度の向上につながる、いずみさの検定（以下「検定」という。）の受験率の向上を下位目的とする。

その手段として、動画を制作し、広く配信するが、その内容は、下位目的に沿って市に造詣が深く、且つ検定の特別顧問でもある「山本 浩之」氏を起用し、市の歴史、文化、観光、産業、地域資源、その他の取り組み等を紹介する内容とする。

動画の制作に当たっては、検定の制度や内容を一方的に紹介するものではなく、特別顧問の知名度、個性及び発信力等を生かし、視聴者が一つのコンテンツとして楽しみながら、自然と本市について知り、興味や親しみを持つことのできる企画とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 委託上限額

2, 200, 000円（税込）

本業務の実施に必要な企画費、撮影費、編集費、機材費、交通費、出演料、施設等の使用料、許可申請等に要する費用、著作権・肖像権等の権利処理費、情報発信・プロモーション費その他本業務の遂行に必要な一切の経費を含むものとする。

5. 業務内容

（1）プロモーションの企画

受注者は、本業務の目的を十分に理解し、検定及び検定特別顧問を活用した効果的なプロモーションを企画立案すること。企画に当たっては、単に検定そのものを周知するだけではなく、検定を本市の様々な魅力や特色を知るためのきっかけとして活用し、本市の認知度、関心度及び理解度の向上につながるものとする。具体的な企画内容、動画の構成、制作本数、動画時間、撮影場所、演出方法、情報発信方法等については、本仕様書に定める基本的な条件及び委託上限額を踏まえ、最も高い事業効果が期待できる内容を実施すること。

(2) プロモーション動画の企画・制作

受注者は、検定特別顧問を起用したプロモーション動画を企画・制作すること。制作する動画の本数、1 本当たりの時間、構成等については、本業務の目的、企画内容、配信方法、視聴者の視聴傾向、他媒体への展開及び費用対効果等を踏まえ、本業務の効果を最大化する観点から提案すること。

なお、動画の長さについては、1 本当たり概ね 10 分から 15 分程度を想定しているが、より高いプロモーション効果が期待できる場合は、これと異なる動画時間とすることを妨げない。

動画の企画・制作に当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 単に検定問題を出題・解説するだけの内容とせず、検定を切り口として、本市の歴史、文化、観光、産業、地域資源、市の取り組み等について興味を持つきっかけとなる内容とすること。
- ② 本市を知らない者又は本市への関心が低い者であっても、興味を持って視聴できる企画性及びエンターテインメント性を有すること。
- ③ 視聴者が動画を楽しむ過程で、本市について新たな知識や発見を得られる構成とすること。
- ④ 視聴者の興味を喚起し、動画の視聴につながるタイトル、サムネイル、構成、演出等について工夫すること。
- ⑤ 撮影、編集、テロップ、ナレーション、BGM その他動画制作に必要な一連の業務を行うこと。

(3) 検定特別顧問の活用

受注者は、動画の企画・制作に当たり、市が指定する検定特別顧問でフリーアナウンサーの「山本 浩之」氏を起用すること。検定特別顧問については、単なる動画出演者として扱うのではなく、本市との関係性、知名度、情報発信力等を効果的に活用し、検定及び本市の魅力が視聴者に伝わる企画とすること。また、検定特別顧問による、市内ロケ、市民等との交流、検定問題に関連する場所等の訪問その他の手法についても検討すること。

なお、これらは企画例を示すものであり、具体的な企画内容を限定するものではない。検定特別顧問その他出演者との日程調整、撮影に関する連絡調整その他動画制作に必要な調整については、原則として受注者が行うものとする。

(4) 撮影、取材等に係る調整及び許可

本業務に必要な撮影場所、出演者、施設管理者その他関係者との連絡調整は、受注者が行うものとする。撮影、取材、施設利用、道路・公園その他公共空間の使用等に当たり、許可、届出、申請、承諾その他の手続が必要となる場合は、受注者の責任及

び負担において必要な手続を行うこと。また、撮影場所、出演者、取材対象者その他第三者との間でトラブル等が生じないよう、事前に撮影内容及び利用目的等について十分な説明を行い、必要な承諾等を得ること。

(5) 情報発信及びプロモーション

受注者は、制作した動画について、YouTube 等を活用した効果的な情報発信を行うこと。提案に当たっては、当該チャンネルの登録者数、視聴者層、過去の動画の再生実績、本市及び検定との親和性その他プロモーション効果を判断するために必要な事項を示すこと。

また、本業務の目的をより効果的に達成するため、YouTube での動画配信のみに限定せず、SNS その他の情報発信媒体、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、Web メディア、イベントその他の媒体・機会を活用した情報発信についても提案することができるものとする。

なお、情報発信の方法については、単に広告表示回数、動画再生回数、フォロワー数等の増加のみを目的とせず、本市及び検定の認知度、関心度及び理解度の向上につながるものとする。

(6) 動画等の確認及び校正

受注者は、制作した動画、サムネイル、タイトル、概要欄その他本業務により一般に公開するコンテンツについて、公開前に市へ提出し、市の確認及び校正を受けること。市は、提出された動画等について、事実関係、検定問題、その他行政による情報発信として必要な事項を確認し、必要に応じて修正を求めることができるものとする。

受注者は、市から修正の指示があった場合は、必要な修正を行い、修正版を市へ提出して再度確認を受けること。動画等については、市による最終確認及び承認を受けた後に公開するものとし、市の承認を得ることなく公開してはならない。

なお、市の責めに帰すべき事由により、当初の企画内容を大幅に変更する必要がある場合の取扱いについては、市と受注者が協議の上決定する。

また、制作後の大幅な修正を防止するため、企画、構成、台本等についても、制作の各段階において必要に応じて市の確認を受けながら業務を進めること。

6. 成果物

受注者は、次に掲げる成果物を市に提出すること。成果物のデータ形式及び提出方法については、市と受注者が協議の上決定する。

- (1) 制作したプロモーション動画データ
- (2) 情報発信及びプロモーションの実施結果
- (3) 業務実績報告書
- (4) その他市が必要と認めるもの

7. 著作権、肖像権その他の権利処理

- (1) 本業務により制作された動画及び関連する成果物(以下「成果物」という。)に係る著作権は、受注者に帰属するものとする。
- (2) 市は、成果物を広報、記録、上映、展示、出版、ウェブサイト掲載、SNS 掲載その他これらに類する方法により、期間及び地域の制限なく無償で利用できるものとする。
- (3) 市は、受注者と協議の上、成果物の編集、抜粋、短縮その他必要な改変を行うことができるものとする。
- (4) 受注者は、本業務において使用する映像、画像、写真、イラスト、音楽、音源、文章その他の素材並びに出演者及び取材対象者の肖像等について、市及び受注者が本条に定める方法により成果物を利用できるよう、受注者の責任及び負担において必要な許諾その他一切の権利処理を行うものとする。
- (5) 成果物又は成果物に使用する素材等について、第三者から著作権、肖像権、商標権その他の権利侵害に関する申立て、請求又は紛争等が生じた場合は、受注者の責任及び負担においてこれを処理するものとする。ただし、市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

8. 留意事項

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、個人情報、著作権、肖像権その他第三者の権利について十分に配慮すること。
- (2) 行政が実施するプロモーション動画であることを踏まえ、特定の個人、団体、商品等を不当に推奨する内容、差別的若しくは不適切な表現その他市の信用を損なうおそれのある内容を含まないこと。
- (3) 受託者は、契約の履行にあたり、本業務を適正かつ円滑に実施するため、本業務の目的等を十分に理解し、業務を実施するよう技術を発揮するものとする。
- (4) 受託者は市に対して、業務の執行状況等について報告し、打合せを行うなど、市と情報共有を図りながら、連絡を密にして業務を遂行するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または作業の過程において疑義が生じた場合、市と受託者がその都度協議し、決定するものとする。
- (6) 業務の実施にあたり不測の事態が生じた場合は、市に責任がある場合を除き、受託者の責任においてこれを解決するものとし、事故等が生じた場合は速やかに市に報告するものとする。
- (7) 業務を通じて知り得た情報は、履行期間中及び履行期間終了後においても、第三者に漏洩してはならない。

以上